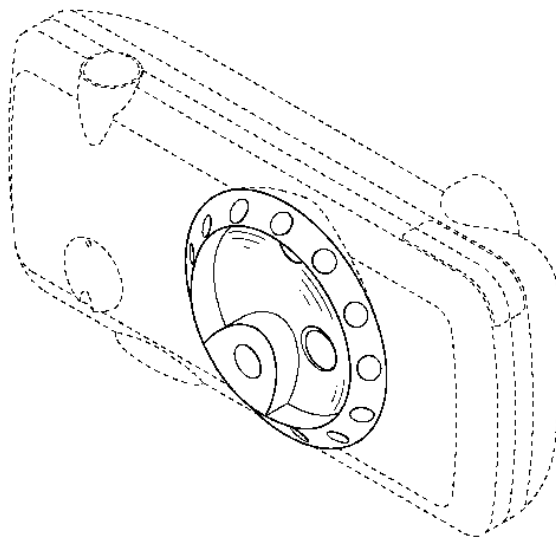


第 2 部 部分意匠の表し方

部分意匠とは、物品の一部分の形態について意匠登録を受けようとするものです。そのため、願書の記載、図面の記載等の表し方については、基本的には全体意匠の場合と同じですが、部分意匠特有の記載方法があります。

以下、その部分意匠特有の記載方法及び留意点について説明します。



1. 願書の記載

1.1 【部分意匠】の欄

【部分意匠】の欄を願書の【意匠に係る物品】の欄の上に設ける必要があります（様式2備考8）。【部分意匠】の欄を設けるだけで、欄には何も記載せず空欄にします。

なお、最上段に記載する書類名は、全体意匠の出願と同様「意匠登録願」と記載します。

1.2 【意匠に係る物品】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」は物品の一部分の形態ですが、【意匠に係る物品】の欄には、物品全体としての「物品の区分」を記載します。したがって、例えば、カメラの創作において当該グリップ部分を部分意匠として意匠登録を受けたい場合は、「カメラ」と記載します。「カメラのグリップ部分」などと記載しないよう注意してください。物品全体としての「物品の区分」の記載の仕方については、全体意匠と同様です。

1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄

部分意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も、重要な判断要素となりますので、図面のみでは「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能がわかりにくいと思われるときには、当該部分の用途及び機能の説明も記載することが必要です。（その説明に代えて【参考図】で明らかにすることも可能です。）

なお、【意匠に係る物品】が、「別表第一」の「物品の区分」のいずれにも属さない場合に、その物品の使用の目的・状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することは、全体意匠と同様です。

1.4 【意匠の説明】の欄

全体意匠の場合に記載する必要がある内容の他に、「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法や、「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」のみが表れる図について省略を行った場合にその旨を記載します。

(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載

①図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く場合は、【意匠の説明】の欄に「実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します（様式6 備考11）。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を一点鎖線で描いた場合は、「一点鎖線は部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である」のような記載が必要です。同様に、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色によって区別する場合等も、例えば「〇〇色（出願の意匠に含まれない単一色）で着色された部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」のような記載が必要です。

②見本、ひな形については、見本、ひな形における「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載することが必要です。
（様式8 備考3）

③図面代用写真については、撮影された被写体の「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載することが必要です。

(2) 「その他の部分」のみが表れる図を省略した場合の記載

①「意匠登録を受けようとする部分」以外の「その他の部分」のみが表れる図について、一部の図を省略した場合は、例えば「背面図及び平面図、左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。」のように記載することが必要です。

②意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表される画像についてのみ意匠登録を受けようとする場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略した場合は、例えば「意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。」のように記載することが必要です。

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AB
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【部分意匠】	
【意匠に係る物品】	デジタルカメラ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は、正面右寄りにスイッチ機構部が設けられ、保護カバー部を回動させて使用する。
【意匠の説明】	実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】	図面

←【部分意匠】の欄
を記載

← 意匠登録を受けよう
とする部分の特定方
法の記載

2. 図面の記載

2.1 部分意匠の図面の記載の基本

「意匠登録を受けようとする部分」は物品の一部分の形態ですが、図面には、【意匠に係る物品】の欄に記載した物品全体の形態を記載します。その際、

- ①「意匠登録を受けようとする部分」については具体的形態を明確に理解できるように記載すること、
- ②「その他の部分」については、少なくとも(a)当該物品がどのようなものであるか、
(b)「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲が特定される程度に表すこと

が必要です。

図法等については、以下の部分意匠としての特殊な描き方を除けば、全体意匠と同様です。

2.2 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法

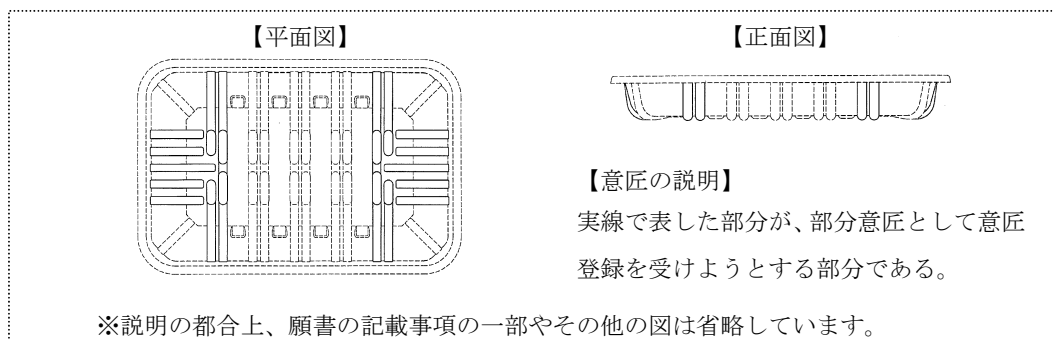
部分意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定します（様式6備考11）。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定すること等も可能です。なお、それぞれの形態の描き方の基本は、前記（第1部 出願意匠の表し方の基本）のとおりです。

【特定方法の留意点】

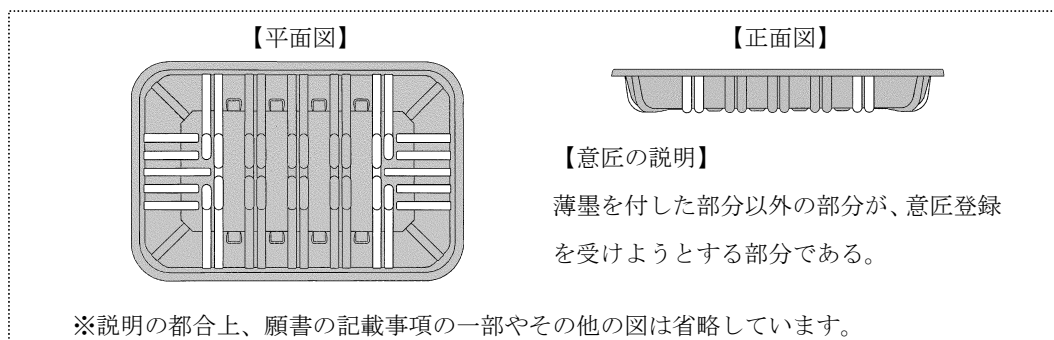
- ①「意匠登録を受けようとする部分」の特定は、「一組の6面図」等と願書の【意匠の説明】の欄の記載の両方で行う必要があります。
- ②「一組の6面図」等ではない【参考図】で「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認めていません。
- ③指示線や太線で囲む等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認めていません。

- ④彩色により「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合は、「その他の部分」を出願の意匠に含まれない単一色で彩色します。なお、「意匠登録を受けようとする部分」が彩色されている場合は、当該色彩も含めて「意匠登録を受けようとする部分」になりますので、注意してください。

〔図 2.2-1〕実線と破線で描き分けた例

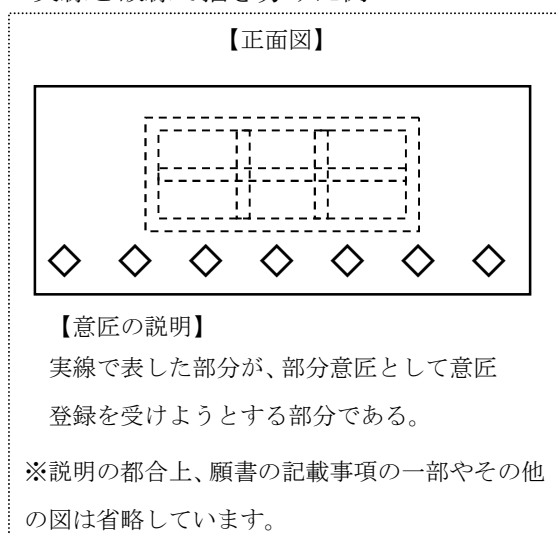


〔図 2.2-2〕「その他の部分」を薄墨で塗り分けた例



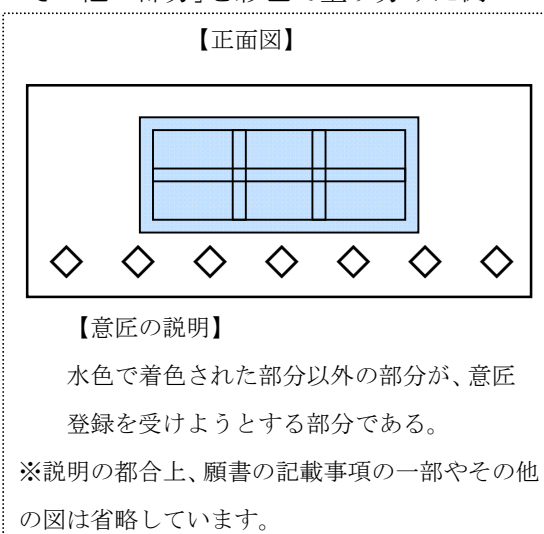
〔図 2.2-3〕

実線と破線で描き分けた例



〔図 2.2-4〕

「その他の部分」を彩色で塗り分けた例

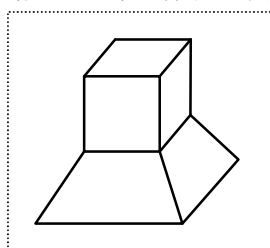


2.3 図面の具体的記載方法・留意点

(1) 「6面図」の一般的な記載方法

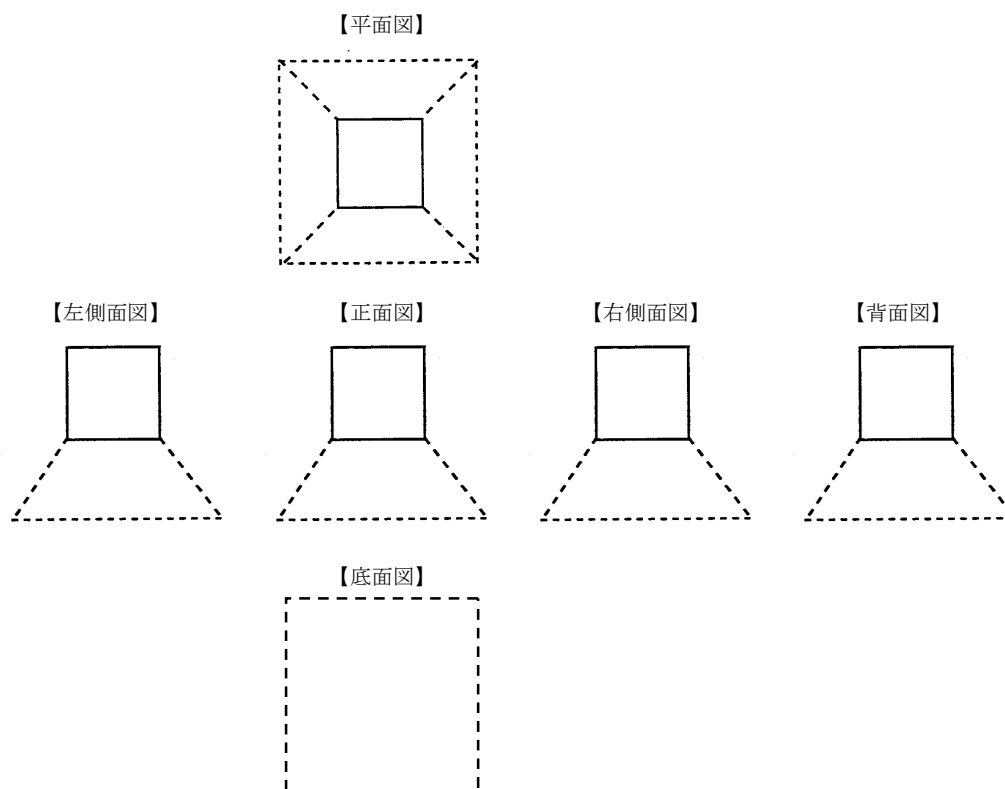
〔図 2.2-5〕の立体において、上部直方体部分について部分意匠として意匠登録を受けようとする場合は、〔図 2.2-6〕のように「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描き分けます。「意匠登録を受けようとする部分」がまったく現れない面であっても、表す必要があります。

〔図 2.2-5〕立体物の例



〔図 2.2-6〕【意匠の説明】及び図面の記載例

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。



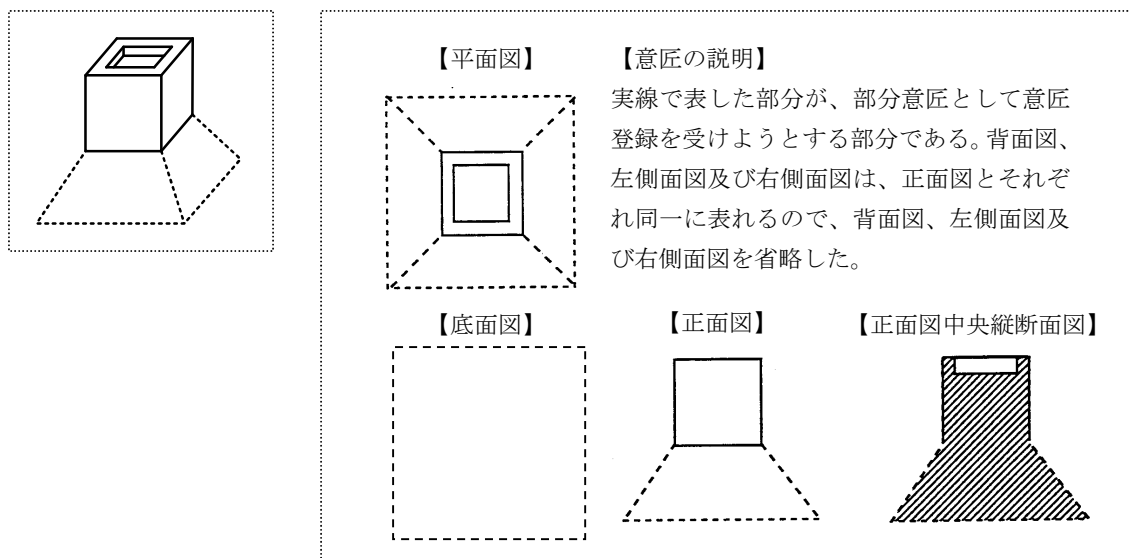
(2) 【断面図】の記載方法

① 【断面図】の一般的な記載方法

部分意匠の【断面図】は、「一組の6面図」で「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別して描いた方法と同じ表現で描きます。

例えば、〔図 2.2-7〕の立体における【断面図】は、〔図 2.2-8〕の【正面図中央縦断面図】のように「意匠登録を受けようとする部分」のみを実線で描きます（切断面を示すハッチングは、描き分ける必要はありません。）。

〔図 2.2-7〕立体物の例 〔図 2.2-8〕【断面図】の描き方の例



② 「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定するために必要な【断面図】

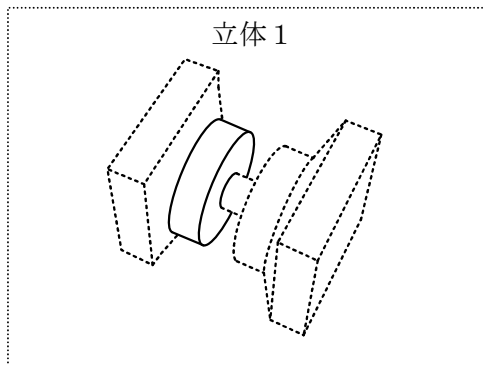
「一組の6面図」のみでは、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定することができないときには、【断面図】を提出することによって特定します。

例えば、〔図 2.2-9〕の立体1の実線で表された部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする図面を作成する場合、「一組の6面図」（〔図 2.2-10〕）のみでは複数の部分意匠の態様（〔図 2.2-11〕）が想定できるため、立体1の形態を特定することができません。

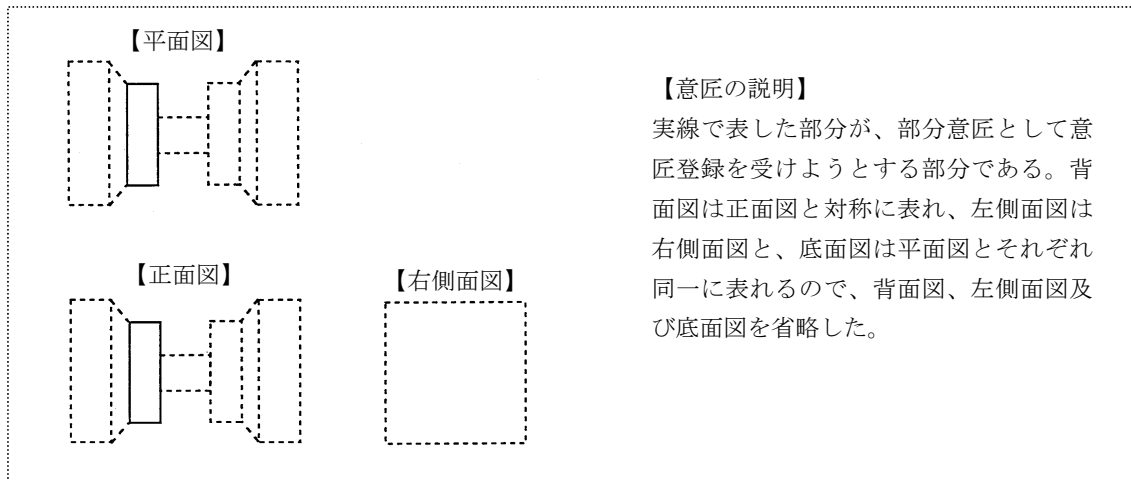
このような場合には、〔図 2.2-12〕に示すように二つの【断面図】を提出することによって「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定します。

なお、【断面図】を「意匠登録を受けようとする部分」の特定に用いる場合は、願書の【意匠の説明】の欄に、例えば、「断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。」と記載してください。

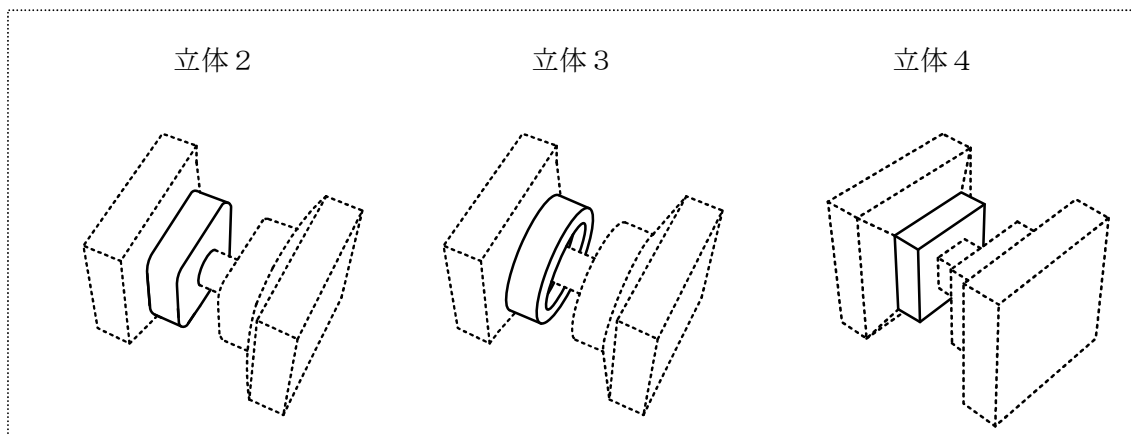
〔図 2.2-9〕立体物の例



〔図 2.2-10〕【断面図】を加えていない図面



〔図 2.2-11〕上記図面から想定される部分意匠の態様

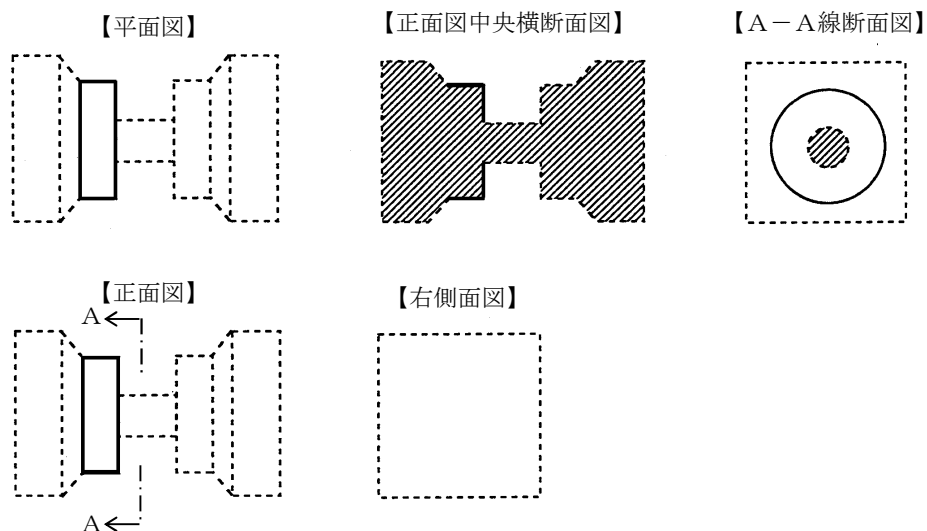


〔図 2.2-12〕「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定できる図面

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

正面図中央横断面図及びA－A線断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。

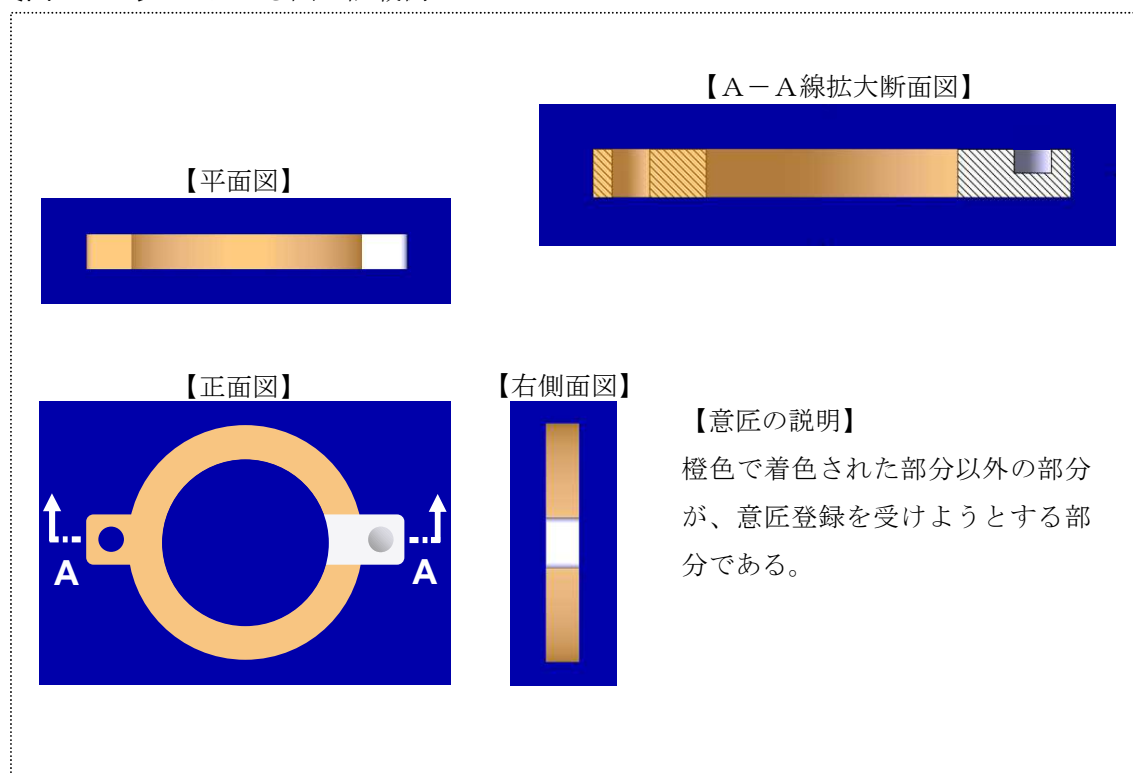
背面図は正面図と対称に表れ、左側面図は右側面図と同一に表れ、底面図は平面図と同一に表れるので、背面図、左側面図及び底面図を省略した。



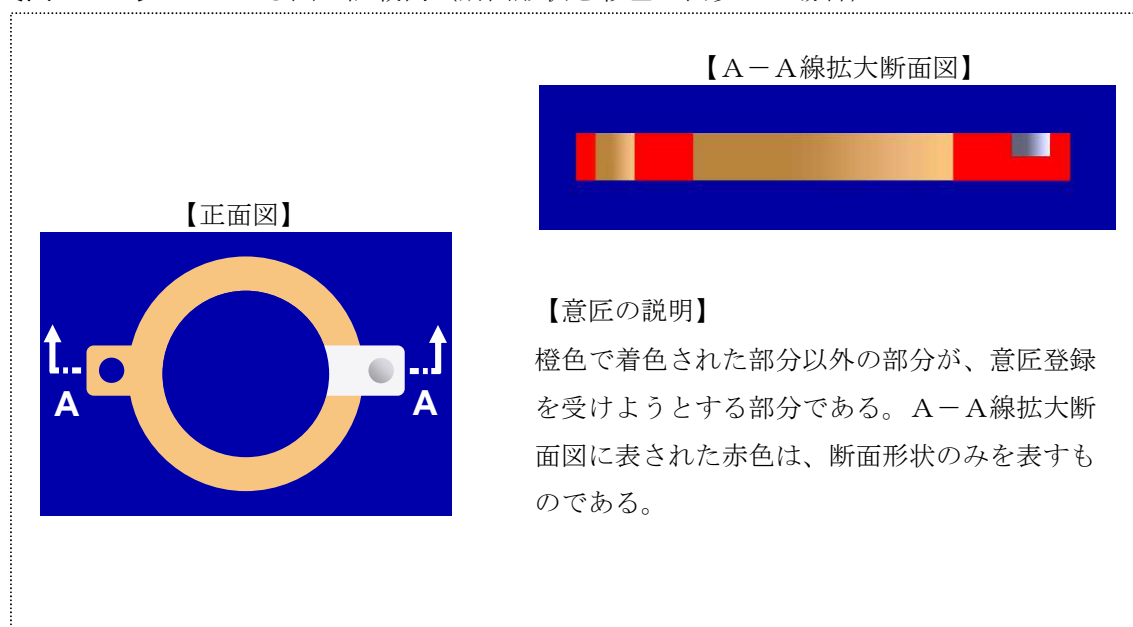
③CGで作成された【断面図】

通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式6備考5、15）（〔図 2.2-13〕）。なお、切断面を彩色で表現する場合には、その色彩は、意匠登録を受けようとする部分を特定するために使用した色彩を除き、かつ出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表された部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載することが必要です（〔図 2.2-14〕）。

〔図 2.2-13〕C G による図の記載例



〔図 2.2-14〕C G による図の記載例（断面形状を彩色で表現した場合）



(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について

「意匠登録を受けようとする部分」を実線で表す場合、「意匠登録を受けようとする部分」は閉じられた領域ですから、その領域の輪郭が形状線（例えば、角部の稜線）と一致すれば、輪郭全体を実線で描けば「意匠登録を受けようとする部分」を特定した部分として表すことができます。

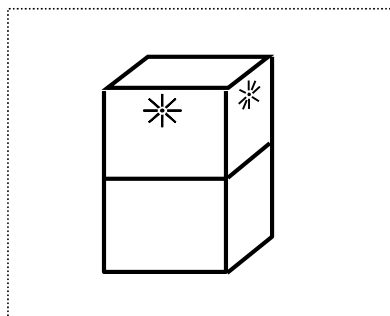
しかし、平坦な面に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を設ける場合は、次のように表す必要があります。

① 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界を異なる材質（あるいは部材）の境界とする場合

a) 【意匠の説明】の欄にその旨を記載する。

例えば、〔図 2. 2-15〕の立体において、周側面の平坦部に材質（あるいは部材）の切り替え部として表れる実線を境界とする上半部分について部分意匠として意匠登録を受けようとする場合には、下図〔図 2. 2-16〕のように記載します。

〔図 2.2-15〕異なる材質で構成された立体物

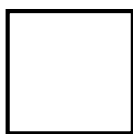


〔図 2.2-16〕【意匠の説明】に材質の異なる部分を境界とする旨を記載する例

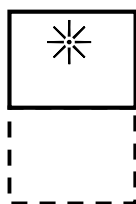
【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の周側面下部に表れる線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線ではなく、材質の切り替え部として表れる線である。

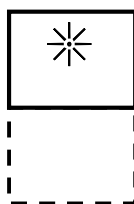
【平面図】



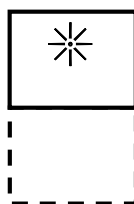
【左側面図】



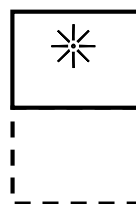
【正面図】



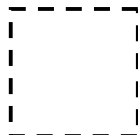
【右側面図】



【背面図】



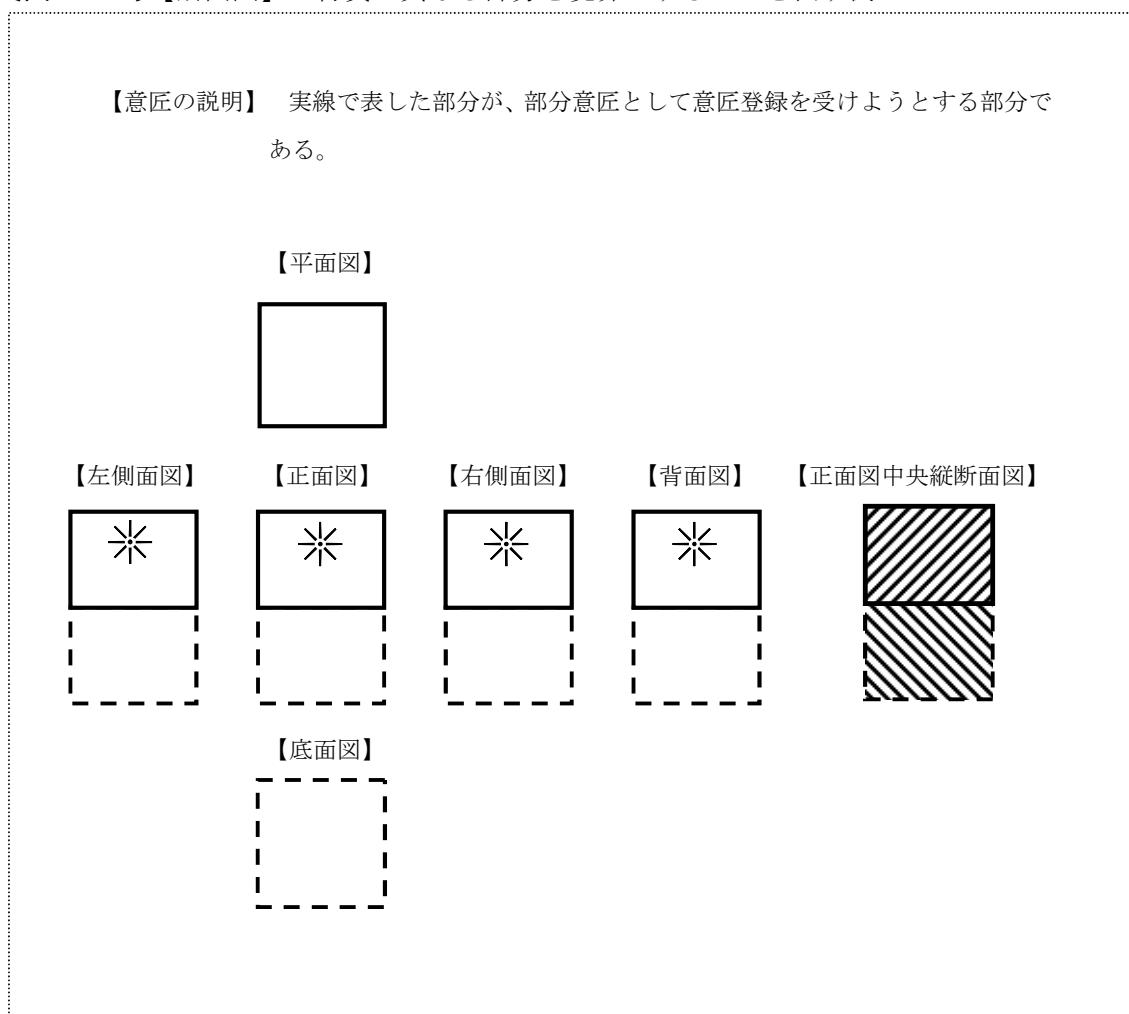
【底面図】



b) 【断面図】を活用する。

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が異なる材質（あるいは部材）の境界部分である場合、断面図で異なる材質の境界を示すことによって、「意匠登録を受けようとする部分」を特定して表すことができます。断面図は、材質（あるいは部材）の切り替え部を境として、ハッチング（切断面に描く平行斜線）の向きを変えて描きます。

〔図 2.2-17〕【断面図】で材質の異なる部分を境界とすることを表す例

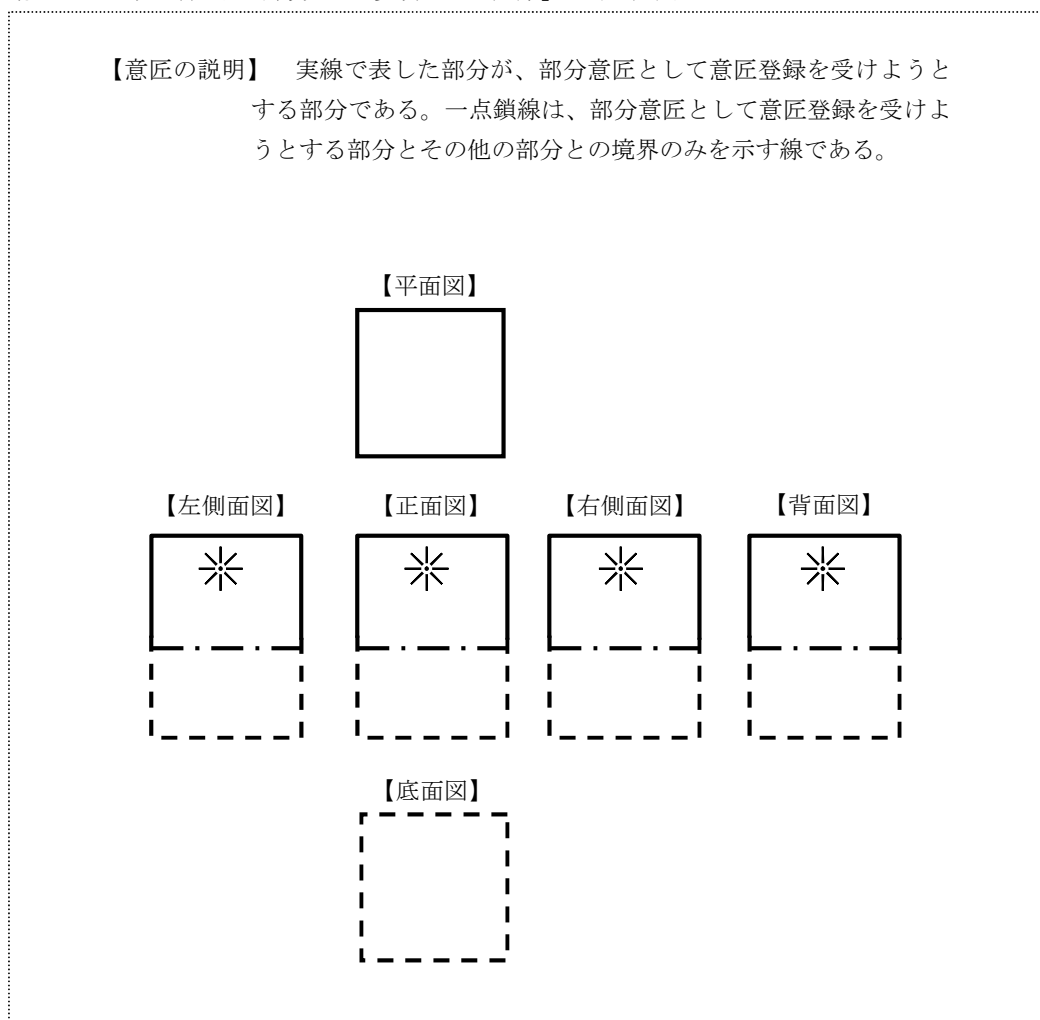


②「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界に実線が存在しない場合の作図方法

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界にしたい箇所に前記のような材質等の境界が実在しない場合には、「境界を示す線」として一点鎖線等を用いて境界を示します。そして、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。」旨記載します。

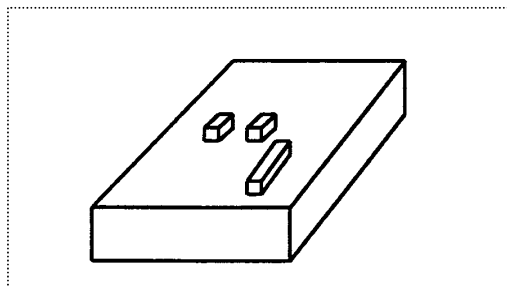
a) 立体的な部分を境界とする場合

〔図 2.2-18〕立体的な部分の「境界を示す線」を表す例



b) 平面的な部分を境界とする場合

〔図 2.2-19〕平面的な部分を部分意匠とするものの全体の形態

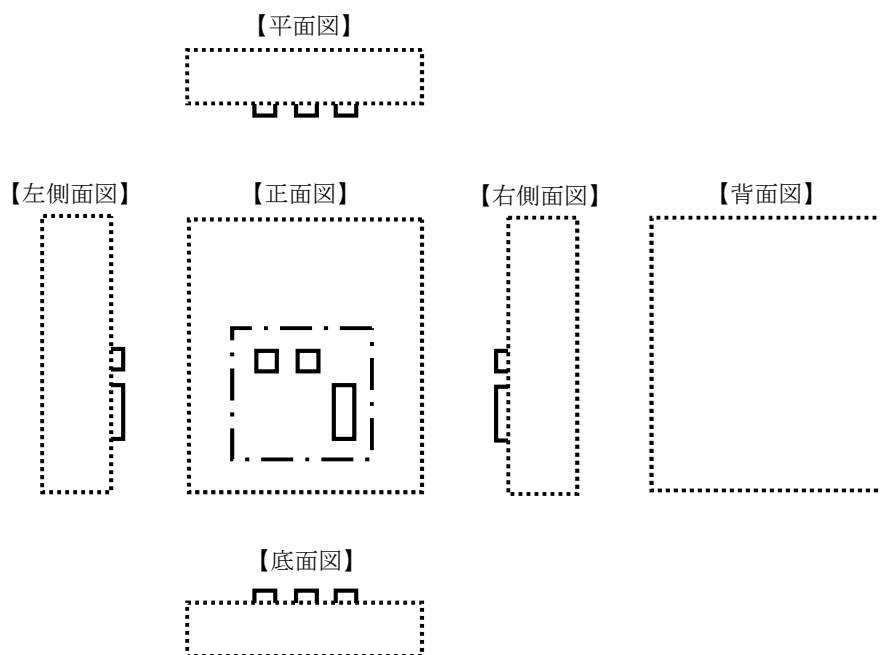


左図のように、三つの突出部を含む部分について、部分意匠として意匠登録を受けようとする場合は、〔図 2.2-20〕のように記載することにより、当該部分を特定することができます。

この場合、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線で囲まれた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。」等と記載します。

〔図 2.2-20〕平面的な部分を境界とする場合の「境界を示す線」を表す例

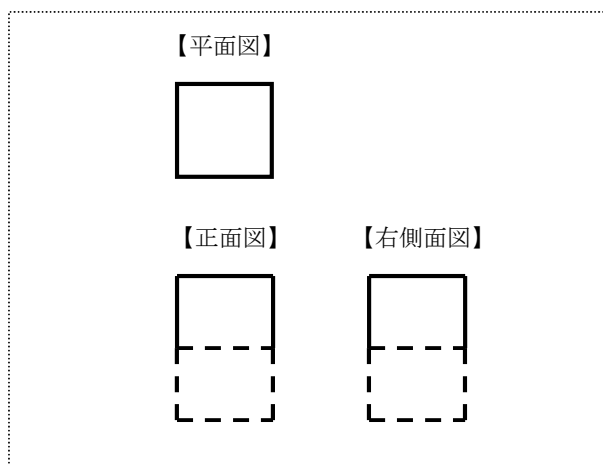
【意匠の説明】 一点鎖線で囲まれた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。



③「境界を示す線」が不明確な事例

境界を示す線が何ら描かれていない場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲が不明確であり特定することができませんが、「境界を示す線」を「その他の部分」と同じ破線で描いた場合も、特殊な場合を除き、どれが「境界を示す線」かが不明確であるので「意匠登録を受けようとする部分」を特定したことになります。

〔図 2.2-21〕「境界を示す線」の表し方として不適切な例

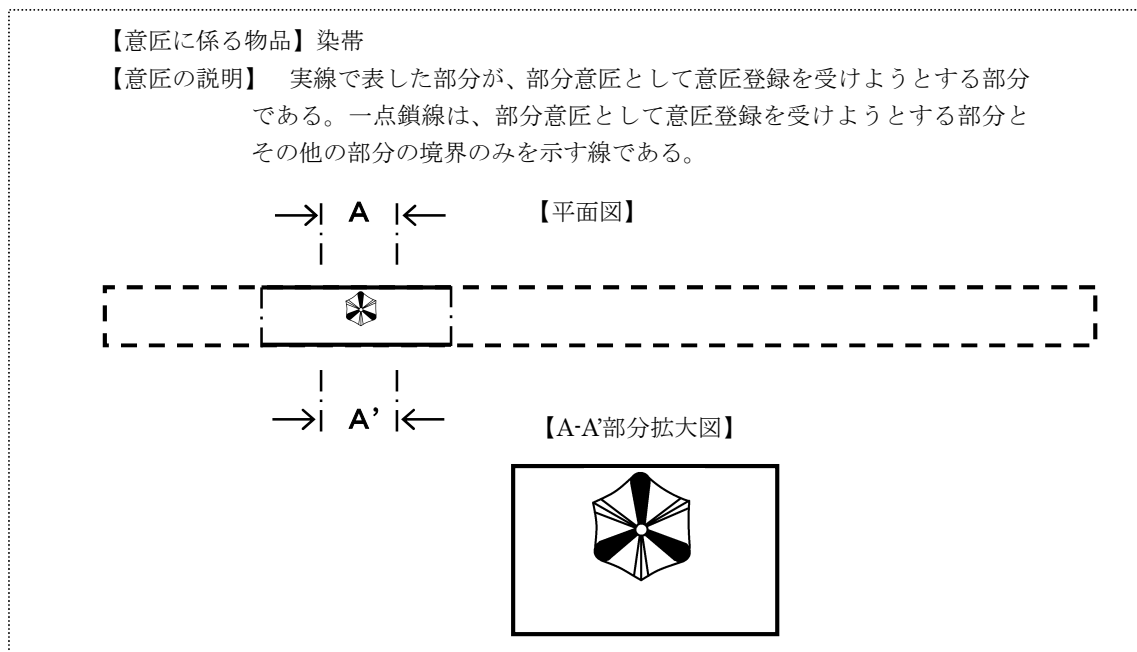


(4) 部分意匠における【拡大図】について

部分意匠の場合も、通常在意匠と同様に「一組の6面図」のみでは細部を十分に表せないときには、【拡大図】を必要とします。

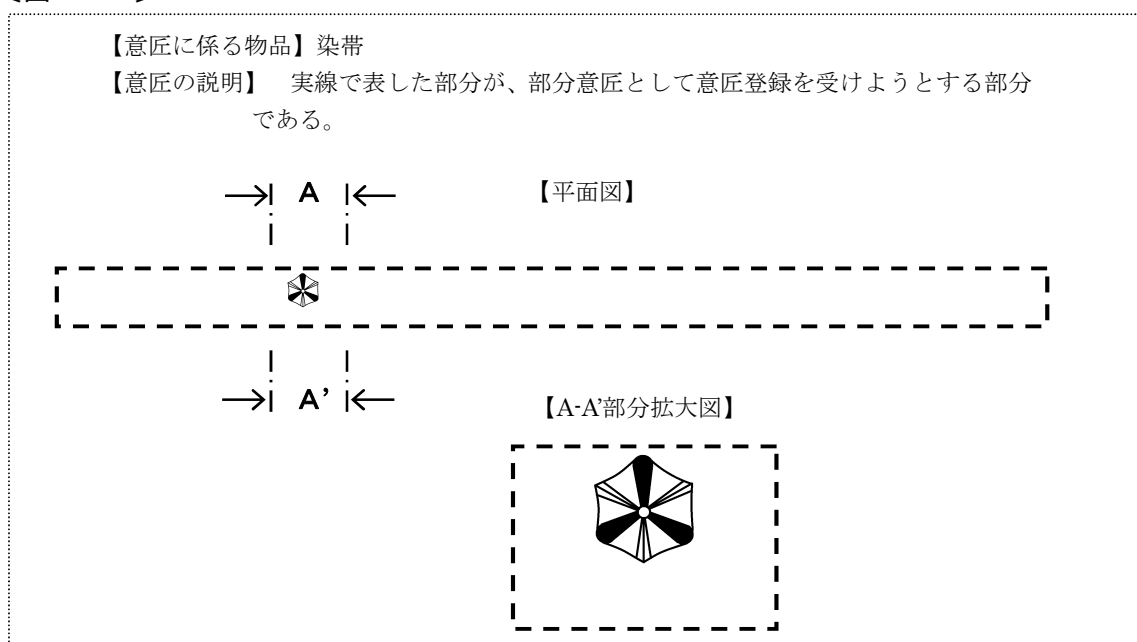
① 【部分拡大図】の周縁が「意匠登録を受けようとする部分」である場合

〔図 2.2-22〕



② 【部分拡大図】の周縁が「その他の部分」である場合

〔図 2.2-23〕



(5) 【操作部等を説明する参考図】等について

部分意匠の出願において、全体意匠と特に異なる点は、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が明らかでなければならない点です。(意匠審査基準 71.3 参照)

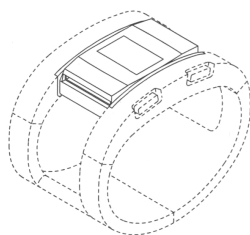
そのため、当該分野の通常の知識で、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を理解できるものでなければ、【意匠に係る物品の説明】の欄の記載、【操作部等を説明する参考図】、【各部の名称を示す参考図】等によって、当該部分の用途及び機能を明確にすることが必要です。

〔図 2.2-24〕【各部の名称を示す参考図】の作成事例

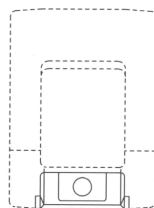
【意匠に係る物品】記録媒体用記録再生機及びモニター付電子スチルカメラ

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

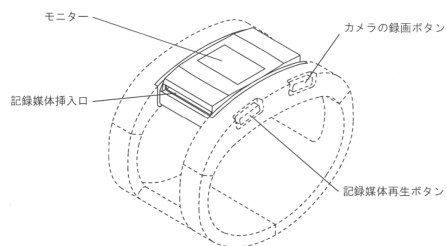
【斜視図】



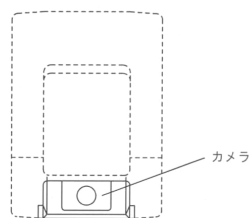
【平面図】



【各部の名称を示す参考斜視図】



【各部の名称を示す参考平面図】

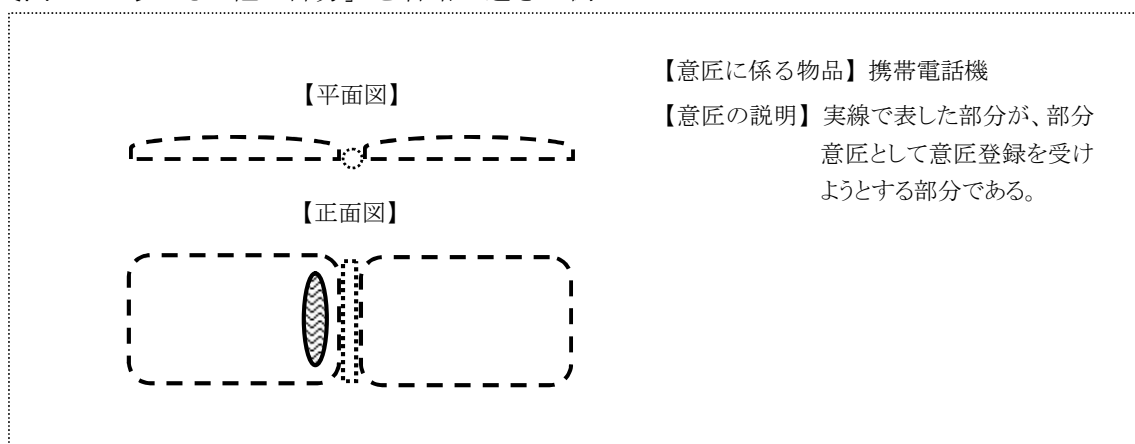


(6)「その他の部分」の開示の程度について

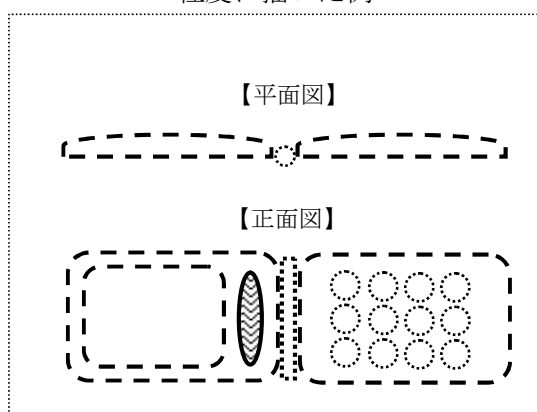
部分意匠の図面において、「その他の部分」は、意匠に係る物品を表す程度の形態を「意匠登録を受けようとする部分」とともに表す必要があり、また「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲が特定されるように表すことが必要です。(意匠審査基準 71.2.2 参照)

例えば、下記の〔図 2.2-25〕の部分意匠は、【意匠に係る物品】が「携帯電話機」で「意匠登録を受けようとする部分」をスピーカー部（縦長実線部分）としたものですが、この図〔図 2.2-25〕では、「意匠登録を受けようとする部分」であるスピーカー部が、「携帯電話機」という物品の各部に対してどの位置に表されているかを特定することができません。したがって、スピーカーという機能を有する「意匠登録を受けようとする部分」の位置を特定するには、「その他の部分」が少なくとも次の〔図 2.2-26〕〔図 2.2-27〕の二つの図に表された程度に各部の形態が描かれている必要があります。

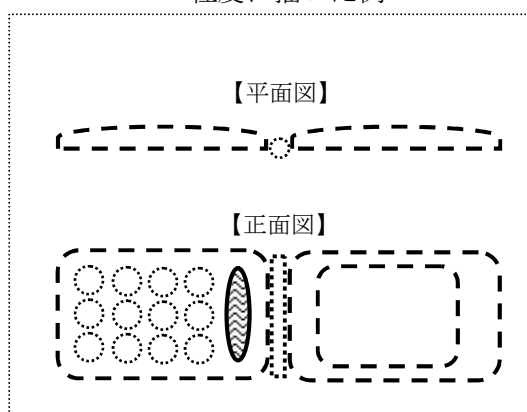
〔図 2.2-25〕「その他の部分」を省略し過ぎた例



〔図 2.2-26〕「その他の部分」を必要な程度に描いた例



〔図 2.2-27〕「その他の部分」を必要な程度に描いた例



(7) 物品の孔部を部分意匠とする場合

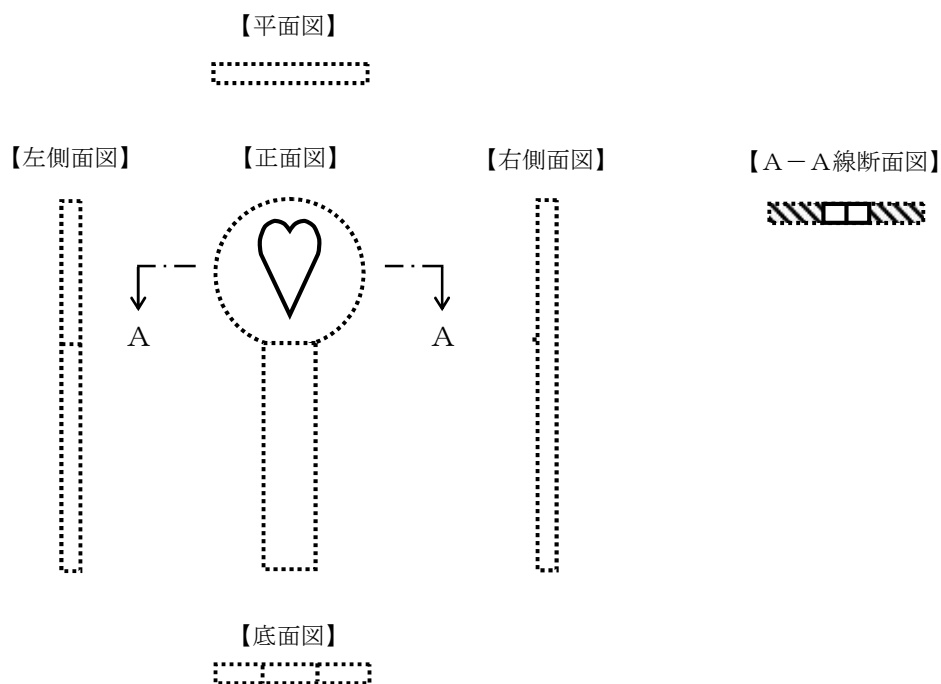
「孔」あるいは「切り欠き部」自体は、空間であって物品の外観とはいえません。しかし、「孔」あるいは「切り欠き部」を囲む壁面を「意匠登録を受けようとする部分」とすることによって、「孔」あるいは「切り欠き部」の形態を表すことができます。

〔図 2.2-28〕「孔」を囲む壁面の形態を「意匠登録を受けようとする部分」とする例

【意匠に係る物品】 鍵材

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称に表れるので背面図を省略する。

A－A線断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。



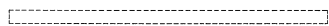
(注) 上記事例において、【A－A線断面図】が出願当初に提出されていないと、正面図上部のハート型部分は、一般に「線模様」なのか「孔」なのかを特定することが困難です。

〔図 2.2-29〕「孔」を囲む壁面の形態を「意匠登録を受けようとする部分」とする例

【意匠に係る物品】 ケーブル収納用内管保持具

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。
断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。

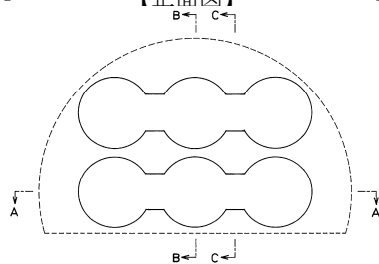
【平面図】



【左側面図】



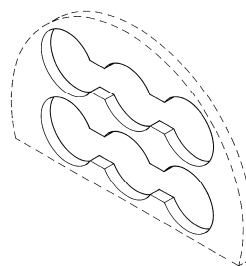
【正面図】



【B-B 線断面図】



【斜視図】



(8)「その他の部分」のみが表れる図を省略する場合

部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」以外の、「その他の部分」のみが表れる図については、意匠の特定に影響がない範囲において、一組の図面又は一部の図を省略することができます。

①物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図を省略する場合

物品の部分について意匠登録を受けようとする場合、その他の部分については、少なくとも「当該物品がどのようなものであるのか」、「意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定可能な程度に表されている」必要がありますが、意匠の特定に影響がない範囲においては、その他の部分のみが表れる図を省略することが可能です。

ただし、省略が可能な図は、以下の a から c のいずれかに該当するものに限られます。

- a 正面図又は背面図のいずれか一方
- b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
- c 平面図又は底面図のいずれか一方

したがって、6 面図のうち a から c の条件にあてはまる 3 図は最低限必要となります（例えば正面図、右側面図、平面図）。

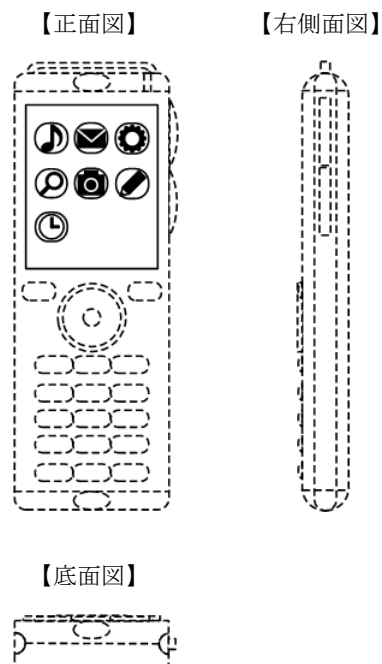
また、「意匠の説明」の欄には省略した旨を必ず記載してください。

なお、上記の図を省略する、しないに関わらず、意匠登録を受けようとする部分の形態の特定には、断面図や端面図等が必要な場合がありますのでご注意ください。

〔図 2.2-30〕その他の部分のみが表れる図の一部を省略した例

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。背面図及び平面図、左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

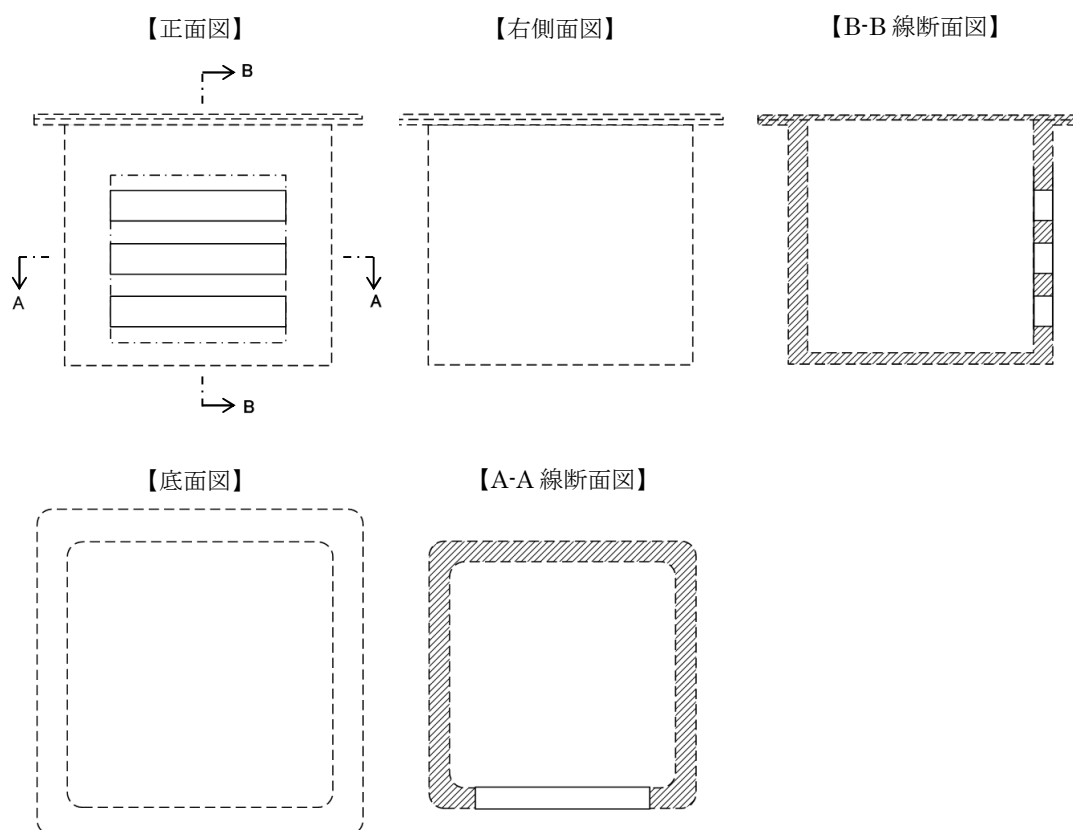


意匠登録を受けようとする部分が正面図のみに表れる場合、背面図とともに、左側面図又は右側面図のいずれか一方、平面図又は底面図のいずれか一方を省略することが可能です。ただし、必ず省略した旨の説明を記載してください。

〔図 2.2-31〕その他の部分のみが表れる図の一部を省略した例

【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。断面図を含めて部分意匠として意匠登録を受けようとする部分を特定している。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図及び平面図、左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。



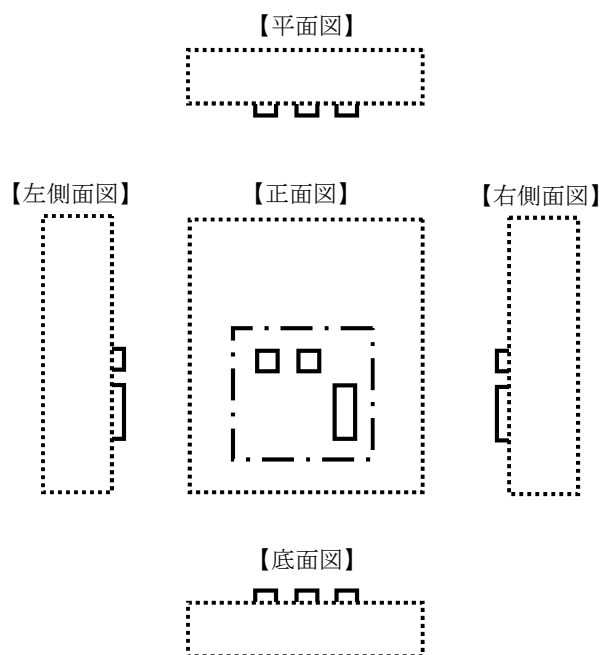
意匠登録を受けようとする部分の範囲と、その形態が特定できる適切な例です。このように意匠登録を受けようとする部分の特定には、断面図等が必要な場合がありますのでご注意ください。

(なお、この例の図の省略については、「左側面図及び背面図は、右側面図と同一に表れるため省略する。平面図は意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。」とすることも可能です。(意匠審査基準 21.1.2 参照))

〔図 2.2-32〕その他の部分のみが表れる図の一部を省略した例

【意匠に係る物品】 照明器具用リモートコントローラー

【意匠の説明】 一点鎖線で囲まれた部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。背面図は意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。



実線部分が表れない図は背面のみとなるため、背面図のみが省略可能です。

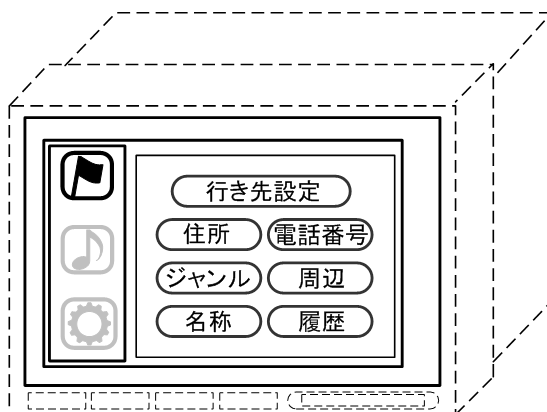
（なお、この例の場合、左側面図と右側面図、平面図と底面図は各々対称であるため、どちらかを省略することも可能です。）

〔図 2.2-33〕その他の部分のみが表れる図の一部を省略した例

【意匠に係る物品】経路誘導表示機

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。「正面、平面及び右側面を表す図」はキャビネット図であり、傾角は45度である。背面図及び底面図、左側面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【正面、平面及び右側面を表す図】



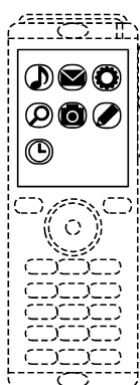
等角投影図法や斜投影図法は、正投影図法により同一縮尺で作成された「一組の6面図」のうち3図に対応する内容を1図で表すことが可能な図法です。（第1部2A.3参照）
この例のように、その他の部分のみが表れる背面図、底面図、左側面図については省略し、正面図、右側面図、平面図は斜投影図法のキャビネット図により「正面、平面及び右側面を表す図」1図として表すことも可能です。

〔図 2.2-34〕不適切な例（その他の部分のみが表れる図をすべて省略した場合）

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。平面図及び底面図、左側面図及び右側面図、背面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【正面図】



（注）意匠登録を受けようとする部分が正面図のみに表れる場合であっても、その他の部分のみが表れるすべての図を省略することはできません。なお、あとから図を追加する補正を行った場合は、出願当初に不明であった意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を明確なものとなりますので、当該補正は却下されます。

〔図 2.2-35〕不適切な例（物品自体が有する表示部に表された画像を部分意匠とし、その他の部分をすべて省略した場合）

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、表示部以外に意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【表示部を表す図】



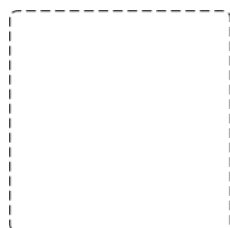
（注）物品自体が有する表示部に表示される画像を部分意匠とする場合、その他の部分をすべて省略してしまうと、意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定できないため、このような省略は認められません。

〔図 2.2-36〕不適切な例（意匠の特定ができない場合）

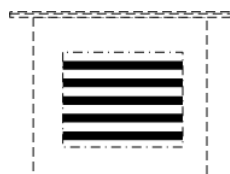
【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。また、当該部分は模様である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。背面図及び左側面図、底面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

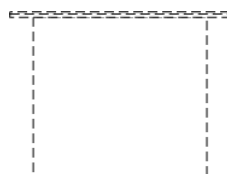
【平面図】



【正面図】

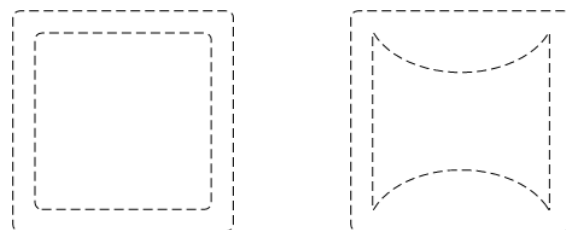


【右側面図】



（注）この例は最低限必要な３図が提出されていますが、容器の上面がつば状となっており、底面図を省略してしまうと意匠登録を受けようとする部分の形態を特定することができません。意匠の説明により実線部分が模様であることはわかりますが、平面模様であるのか曲面模様であるのか等不明なため一つの意匠を特定することができません。

【上記の３図から考えられる底面側の形状の例】



なお、あとから底面図を追加する補正を行った場合は、出願当初に不明であった意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を明確なものとする必要がありますので、当該補正は却下されます。

この例のように平面図と底面図のどちらにも実線部分が表れないため、いずれか一方の図の省略が可能である場合であっても、省略する図の選択には注意が必要です。

②意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略する場合

例えば、DVDプレーヤーのように操作用画像がテレビの画面に表示されるような物品において、画像図のみを部分意匠として意匠登録を受けようとする場合、プレーヤー本体の形態を表す一組の図面は物品の説明をしているものであり、画像図の位置・大きさ・範囲の特定には影響を及ぼしません。また、物品について、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは理解が困難なものや新規な物品である場合であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄で詳細に説明していただくことで物品の認定は可能です。そのため、本体の形態を表した一組の図面を省略しても、意匠の特定に影響はないものといえます。

このように、意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合には、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略することが可能です。

ただし、「意匠の説明」の欄には省略した旨を必ず記載してください。

〔図 2.2-37〕 画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面を省略した例

【意匠に係る物品】 チューナー付磁気ディスクレコーダー

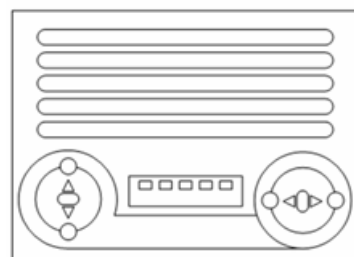
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。画像図に表した画像は、本物品と同時に使用される表示機器に表示される操作用の画像を表すものである。画像図は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。画像図は、録画した番組の再生を行うための機能を発揮できる状態にするための画像であって、画面中央に番組が表示され、その右方に配された操作ボタンによって選択、決定等の各種操作を行うものである。

【意匠の説明】 実線で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。

意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【画像図】



【操作部等を説明する参考図】



2.4 「ひな形」又は「見本」の場合

図面に代えて、ひな形又は見本で部分意匠を表す場合、ひな形又は見本について「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を黒色又は灰色等で塗りつぶすことにより、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。(様式8備考3) その際は、容易に色落ち等しないよう注意してください。

なお、願書の【意匠の説明】の欄に、塗りつぶした部分以外の部分が「意匠登録を受けようとする部分」である旨を記載する必要があります。(様式8備考3)

2.5 「図面代用写真」の場合

図面代用写真で部分意匠を表す場合は、ひな形又は見本の場合と同様に被写体について「その他の部分」を着色し、その着色した状態の被写体を撮影し「意匠登録を受けようとする部分」を表します。

願書の【意匠の説明】の欄への「意匠登録を受けようとする部分」を特定する記載は、ひな形又は見本の場合と同様の内容が必要です。